

「衛生推進者」養成講習のご案内

— 10人から49人の事業場には選任義務がありません —

一般社団法人 新宿労働基準協会（東京労働局登録 第6号）

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場のうち、非工業的業種（裏面）にあつては「衛生推進者」を選任しなければならないと定めています。

法定の養成講習を受講した「衛生推進者」を選任していただくため、当協会では、東京労働局の登録講習機関として「衛生推進者養成講習」を下記により実施いたします。

1 講習日時・会場

講習会名	日時	会場
2023年度 第3回 衛生推進者養成講習	2023年12月12日(火) 9:35～16:10	BIZ新宿 研修室A 新宿区西新宿6-8-2
2023年度 第4回 衛生推進者養成講習	2024年 2月20日(火) 9:35～16:10	同上

2 受講料

8,500円（税込・テキスト代込）

3 受講申込

下欄の申込書に記入の上、協会事務局へFAXしてください。

WEB申込は右の日付をクリックしてください⇒ [12月12日](#) ・ [2月20日](#)

4 申込及び振込期日・定員

2023年度 第3回：12月 5日（火）定員：60名

2023年度 第4回： 2月13日（火）定員：60名

5 受講料の振込先

銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店

口座名義 (社) 新宿労働基準協会

口座番号 普通預金 3991676

※振込人名の前に、講習会の月日をご記入下さい（例 1212 〇〇カイシャ）

6 その他

(1) 申込み後の取消しは、各開催日の1週間前までをお願いします。それ以降の取消しには応じかねますので予めご了承ください。

(2) 受講者には講習開催日の1カ月ほど前に「受講票」をお送りしますので、受講日に受付に提示してください。

(3) 衛生推進者養成講習の受講日の受付時間は、9:00～9:30です。
講習の時間は9:35～16:10です。

(4) 講習終了後に「修了証」を交付しますので、講習会当日は、受領の認印をご持参ください。遅刻した場合には修了証を交付できませんので、ご了承ください。

(5) お問い合わせ先 03-3366-4737

(一社) 新宿労働基準協会 新宿区西新宿7-5-20 新宿旭ビルA館205号

7 安全衛生推進者・衛生推進者の区分

区 分	業 種
安全衛生推進者 (10人以上50人未満)	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
衛生推進者 (10人以上50人未満)	上記以外の業種（卸売・小売業、金融業、教育・研究業、保健衛生・社会福祉業、飲食業、ビルメン・警備業、企業本社等）

衛生推進者養成講習 受講申込書

- 2023年度 第3回 (12月12日(火))
 2023年度 第4回 (2月20日(火))
 いずれかに✓を付けてください。

事業場名			Tel	
			Fax	
所在地	〒		担当名	
フリガナ 1 受講者氏名		生年 月日	西暦	年 月 日
受講票送付先	〒			
フリガナ 2 受講者氏名		生年 月日	西暦	年 月 日
受講票送付先	〒			

提出先 (一社) 新宿労働基準協会 FAX 03-3366-8865 Tel 03-3366-4737

Web申込みも可能です。新宿労働基準協会 [検索](#)

※本件個人情報、本講習会のみで使用いたします。講義中は、マスク着用にご協力ください。発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

会場案内図

